

[事案 25-40] 解約返戻金追加支払請求

・平成 25 年 8 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による虚偽の説明を理由に、保険証券に記載された解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年に一時払い保険料 100 万円の変額保険（終身型）に加入したが、加入後 25 年で本契約を解約するにあたり、以下の理由により、保険証券に 25 年目の解約返戻金として記載された 190 万円を支払ってほしい。

- (1) 契約時、募集人より、本契約について、「年に 4 割くらい上がる」、「私も銀行から借りて入ろうと思っています」と勧められ、それを信用して契約した。
- (2) しかし、実際は 4 割上がったことはなく、最高でも 102 万円であった。現在の解約返戻金は数十万円であり、これは募集人による不法行為にもとづく損害が生じたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 25 年余前の募集時についての記憶は募集人に無く、募集人から上記の発言がなされたことが事実であるとは認定でない。
- (2) 保険証券に記載の解約返戻金については、変動しうるものであることを明確に記載しており、証券記載金額を支払うことは契約内容となっていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、解約に伴う契約時に合意した解約返戻金の支払いと、不法行為にもとづく損害賠償として保険証券記載の解約返戻金額と実際の解約返戻金額との差額の請求であると判断する。

2. 以下の理由により、申立人の主張を認めることはできない。

- (1) 本契約は、基本保険金額と変動保険金額の合計額が死亡保険金額となる、運用実績に応じて変動する終身保険であり、保険証券に記載された解約返戻金額表によると、経過年数 25 年の解約返戻金額は 190 万余円とされ、「上記金額は、特別勘定資産の運用実績が 4.5% の場合であり、将来のお支払いを保証するものではありません」との注意文言も記載されている。
- (2) 申立人が問題にする募集人の説明については、募集人は説明内容について記憶しておらず、保険会社は申立人の主張について争っており、真偽は明らかではない。通常、

生命保険の勧誘は、パンフレット等が使用され、その内容に即して行われるところ、本契約のパンフレット等には解約返戻金の変動する旨の記載があり、これに反した説明を募集人が行ったと認める証拠は見当たらない。